

---

プロジェクト **バーチャル PPA に係る会計上の取扱い**

項目 **第 533 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 533 回企業会計基準委員会（2024 年 9 月 18 日開催）で議論された事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。

## II. 事務局の分析について聞かれた意見

### （本プロジェクトの範囲）

2. 需要家の観点からバーチャル PPA の会計上の取扱いを検討する点に同意する。ただし、需要家の会計処理のみ検討する場合であっても、典型的な取引形態は長期の相対取引であるため、発電事業者側の状況も勘案しなければ正確に経済実態を会計処理することができないのではないかと考える。
3. 対象範囲を限定して開発するアプローチに同意する。需要家を対象とすることは日本公認会計士協会からの優先課題としての提案に沿っており、ニーズに早期に対応するものとする。プロジェクト名称については、バーチャル PPA の会計上の取扱いとすると発電事業者と需要家の両者に対応しているように見えるため、需要家の会計上の取扱いなど限定した方が良いのではないかと考える。
4. 需要家の自社の電力需要の範囲内での自己使用目的を対象範囲とすることは、妥当な要件だと考える。
5. 長期契約の要件について、資料によっては 15 年から 20 年と説明されている場合や 5 年から 20 年と説明されている場合があるため、5 年のケースが否定されないよう結論の背景等で補足するのが良いと考える。
6. 支払価格の説明における変動価格の記載について、需要家は固定価格と変動価格の差額を支払うこととなるため、スワップの契約であることを示す方が適切ではないかと考える。極端な例では、需要家は非化石証書を取得したうえで、固定価格と変動価格の差額を受け取ることもあり得るため、その経済実態は、風力や太陽光などの電源から購入しているという実態も踏まえるべきではないかと考える。

以 上